

令和5年度市有施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザルに関する質問及び回答一覧

No.	項目	質問内容	回答
1	参加表明時の提出書類について1	提出する納税証明、登記簿謄本、印鑑証明についてコピーで提出することは可能でしょうか。	納税証明書、法人登記簿謄本の写し及び印鑑証明書については、全て原本を提出願います。
2	参加表明時の提出書類について2	共同提案の場合、共同事業体結成の協定書のコピーの提出は必要でしょうか。	提出不要です。
3	参加表明時の提出書類に押印する印鑑について1	様式第1号（参加表明書）、第4号（申立書）、第5号（誓約書）、第7号（共同提案構成員報告書）に押印する印鑑は印鑑証明書を提出する代表者実印でしょうか。	押印していただく印鑑について指定はありません。（ただし、シャチハタは除く。）
4	参加表明時の提出書類に押印する印鑑について2	様式第7号（共同提案構成員報告書）に会社印と代表者印の2種類の捺印欄がありますが、2種類の押印は必須でしょうか。代表者印のみでの提出は可能でしょうか。	原則として2種類押印願います。社印を作成していない場合は、その旨を様式余白に記載願います。
5	調査業務について1	発電量及び消費電力が多い等導入効果の高い施設を選定するにあたり、施設ごとの電力消費量の他に「1年分30分デマンド値」が正確な評価をする上で必須と考えます。なぜならば曜日や季節ごとに日中の消費電力を把握する事により、再エネ導入効果が高いか？の判断材料になります。必要な情報は開示いただけると認識しております。その認識でよろしいでしょうか？	「1年分30分デマンド値」については、各電力会社から提供を受けられた分に限り、提供いたします。
6	調査業務について2	電気料金の明細の分析が明確な経済メリットを試算する上で必須と考えます。その必要な情報は開示いただけると認識しております。その認識でよろしいでしょうか？	各電力会社の電気料金請求書（内訳が記載されたもの）を提供予定です。
7	調査業務について3	耐震性を確認する業務について、盛岡市が過去に実施した「耐震診断」の有無を以て、旧耐震診断基準で設計された建物であっても現行の構造基準（新耐震基準）で定める耐震性を有すると判断できると考えます。その認識でよろしいでしょうか？	現在の耐震性の確認については、ご認識のとおりです。新たに発電設備を設置した場合の耐震性の想定については提案者をご判断願います。
8	調査業務について4	耐震性を確認する業務について、新たに構造計算等は不要とあると示されています。この要件を鑑みると、「耐震診断」の有無の確認程度であれば、一級建築士並びに一級構造建築士などの有資格でなくても判断できると認識します。その認識でよろしいでしょうか？	調査業務を実施する上で必要となる配置予定技術者の資格については、市の指定はありませんので、提案者をご判断願います。